令和7年度国民健康保険税の税率改定のお知らせ

◆改定の背景

高知県では、国民健康保険の安定的な運営及び被保険者間の公平性の確保のため、現在それぞれの市町村で決定している保険料水準が令和１２年度を目標に統一されることとなっています。そのため、本町においても、令和７年度、９年度、１２年度の３回の税率改定を行い、段階的に統一保険料水準へ移行していく予定です。

◆国民健康保険税について

医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）の３つの区分があり、区分ごとに「所得割」・「資産割」・「均等割」・「平等割」の４つの計算方法があります。区分ごとにそれぞれの算定方式で計算した金額の合計額が国保税額となります。

応能分 （被保険者の負担能力に応じた負担）	所得割	加入者の所得に応じて計算
	資産割	固定資産税額に応じて計算
応益分 （受益に応じて被保険者が等しく負担）	均等割	加入者１人当たりの金額
	平等割	１世帯当たりの金額

◆令和７年度の改定について

統一保険料水準の算定方式へ改定し、医療分・後期分は資産割を廃止、介護分は資産割・平等割を廃止します。税率については、算定方式の変更による保険税額の急変を防ぐため、基金を活用し、税率調整を行うこととしています。具体的には下記の表のとおりです。

			改正前 令和６年度	改正後 令和７年度	増減
医療分	応能分	所得割	6.50%	5.60%	－0.90%
		資産割	35.00%		廃止
	応益分	均等割	20,500 円	24,000 円	＋3,500 円
		平等割	15,500 円	15,000 円	－500 円
後期分	応能分	所得割	3.00%	1.90%	－1.10%
		資産割	16.00%		廃止
	応益分	均等割	8,500 円	8,000 円	－500 円
		平等割	7,500 円	5,000 円	－2,500 円
介護分	応能分	所得割	3.00%	1.40%	－1.60%
		資産割	11.00%		廃止
	応益分	均等割	9,500 円	10,500 円	＋1,000 円
		平等割	8,500 円		廃止

◆令和７年度国民健康保険税について

６月に国保税額の税額決定を行い、６月中旬頃に当初納税通知書を発送します。税額決定までは、各世帯の令和７年度国保税額について、お答えできませんのでご了承ください。

問合せ：住民生活課　税務班　0887-76-2115